公共ます設置基準

1. 目的

この基準は公共ますの設置基準について必要な事項を定めるもので、平成23年10月3日より適用する。

2. 汚水ますの配置

- (1) 汚水ますは1敷地当たり1個とし、設置場所は道路境界から民地側1.0m 以内(道路境界からます縁まで0.3m程度を標準)に設置するものとする。
- (2) ます蓋は原則として道路面と同じ高さとし、常時、蓋を開けて点検できるよう、上部および周囲の空間を確保するものとする。(塩化ビニル製小口径汚水ます蓋及び塩化ビニル製小型マンホール蓋の場合は、ます縁から 0.3 m、1号組立マンホール蓋の場合は、ます縁から 1.0 m以内に構造物を構築しないこと。また蓋の開閉に支障がないよう、特に1号組立マンホール蓋は専用工具での開閉となるので、鍵穴の位置による開閉作業スペースを確保すること。ます蓋は目視で簡単にわかる位置に設置し、二重蓋等ます蓋が隠れる構造としないこと。)
- (3) 1個の汚水ますで排水できない場合は別途協議とする。
- (4) 直接放流可能な敷地で、分筆等土地利用の変更に伴い新たに汚水ますを設置する場合は、事業者(土地所有者)は「公共下水道施設築造工事施行承認申請書」により承認を受けて、設置することができる。なお、申請手続き及び工事費は申請者負担とする。
- (5) 土地利用の変更等により、1 敷地に2個以上の汚水ますが存在する場合、 必要としない汚水ますは「公共下水道施設築造工事施行承認申請書」により 承認を受けて、撤去するものとする。なお、申請手続き及び工事費は申請者 負担とする。

3. 雨水ますの配置

- (1) 側溝内に設置する雨水ますの設置間隔については、20m を標準とする。
- (2) 道路側溝勾配が6%以上、及び4%以上の道路側溝の終末部分については、2連雨水ますとする。
- (3) 分流地区で敷地の前面に道路側溝がない場合や、敷地内の雨水排水管の口径や埋設深さの関係で、道路側溝に接続できない場合は、雨水排水が可能な公共下水道施設があれば、事業者(土地所有者)は「公共下水道施設築造工事施行承認申請書」により承認を受け宅地内雨水ますを設置することができる。なお、申請手続き及び工事費は申請者負担とする。

- (4) 設置場所は道路境界から民地側 1.0m以内(道路境界よります縁まで 0.3m 程度を標準)に設置するものとする。
- (5) ます蓋は原則として道路面と同じ高さとし、常時、蓋を開けて点検できるよう、上部および周囲の空間を確保するものとする。(塩化ビニル製小型マンホール蓋の場合は、ます縁から 0.3m、1号組立マンホール蓋の場合は、ます縁から 1.0m以内に構造物を構築しないこと。また蓋の開閉に支障がないよう、特に1号組立マンホール蓋は専用工具での開閉となるので、鍵穴の位置による開閉作業スペースを確保すること。また目視で簡単にわかる位置に設置し、二重蓋等ます蓋が隠れる構造としないこと。)

4. 水質監視ますの配置

- (1) 道路側溝構造物または道路境界ブロックから官地側の直近に、道路面と同じ高さに設置するものとする。
- (2) 車両の乗入れ口等は避け、常時容易に採水できる位置に設置するものとする。

5. ますの形状及び用途

- (1) ますの深さは維持管理に支障のない範囲でできるだけ浅くするものとし、 日本下水道協会規格品または、日本下水道協会認定適用資器材を使用するも のとする。なおB型雨水ますについては豊中市型とする。
- (2) 汚水ますの形状及び用途については、表1によるものとする。

表 1

公共汚水ますの種類	形状寸法			適用ます深さ	
塩化ビニル製小口径汚水ます	内径	200	mm	0.7m以上 1.2m未満(取付管が	
(横型)	円形			「塩ビ管」内径 150 mm~200mm	
※略称 小口径汚水ます				の場合)JSWAS K-7	
塩化ビニル製小型マンホール	内径	300	mm	1.2m以上 1.5m未満(取付管が	
(ドロップは除く)	円形			「塩ビ管」内径 150 mm~250 mm	
※略称 小型汚水ます				の場合) JSWAS K-9	
1号組立マンホール	内径	900	mm	1.5m以上 2.5m未満(取付管が	
	円形			内径 150 mm~500 mmの場合)	
※略称 1号汚水ます				JSWAS A-11	

※ます深さが 2.5m を超える場合は別途協議とする。

(3) 側溝内に設置する雨水ますは、B型雨水ます(内径 330 mm、円形)を標

準とし、取付管径は内径 150 mm~200 mmとする。また、ます本体への直接流入は認めない。ただし、現場条件等でます本体に流入管を接続せざるを得ない場合、または取付管径が 250 mm以上になる場合は、設置位置、ますの構造等については別途協議とする。

(4) 宅地内に設置する雨水ますの形状及び用途については、表2によるものとする。

表 2

宅地内雨水ますの種類	形状寸法			適用ます深さ	
塩化ビニル製小型マンホール	内径 300 mm		mm	0.7m以上 1.5m未満(取付管が	
(ドロップは除く)	円形			「塩ビ管」内径 150 mm~250 mm	
※略称 宅地内小型雨水ます				の場合)JSWAS K-9	
1号組立マンホール	内径	900	mm	1.5m以上 2.5m未満(取付管が	
	円形			内径 150 ㎜~500 ㎜ 以下の場	
※略称 宅地内1号雨水ます				合) JSWAS A-11	

※ます深さが 2.5m を超える場合は別途協議とする。

- (5) 雨水ますの底部には、15 cm以上の泥だめを設けなければならない。ただ し塩化ビニル製小型マンホールには泥だめは設けない。
- (6) 水質監視ますの形状及び用途については、表3によるものとする。

表 3

水質監視ますの種類	形状寸法			適用ます深さ	
塩化ビニル製小型マンホール	内径 300 mm		mm	0.7m以上 1.5m未満(取付管が	
(ドロップは除く)	円形			「塩ビ管」内径 150 mm~250 mm	
※略称 小型水質監視ます				の場合)JSWAS K-9	
1号組立マンホール	内径	900	mm	1.5m以上 2.5m未満(取付管が	
	円形			内径 150 ㎜~500 ㎜ 以下の場	
※略称 1号水質監視ます				合)JSWAS A-11	

※ます深さが 2.5m を超える場合は別途協議とする。

- 6. ます蓋(宅地内汚水ます、宅地内雨水ます及び水質監視ます)
- (1) 塩化ビニル製小口径汚水ます蓋及び塩化ビニル製小型マンホール蓋の標準型 T14、標準型 T8 については日本下水道協会規格品(JSWAS G-3)または、日本下水道協会認定適用資器材を使用するものとする。
- (2) 1組立マンホール蓋については、豊中市下水道用鋳鉄製マンホールふた (I型)性能規定書により承認を受けたものを使用するものとする。

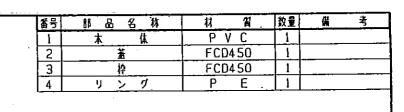
- (3) 蓋表面の表示については別図のとおり、塩化ビニル製小口径汚水ます蓋については[豊中市章]と[とよなか]を、塩化ビニル製小型マンホール蓋及び1号組立マンホール蓋については[豊中市章]と[汚水]・「雨水]または[特定]の表示を行うものとする。
- (4) 塩化ビニル製小口径汚水ます蓋及び塩化ビニル製小型マンホール蓋の形状及び用途については、表4によるものとする。

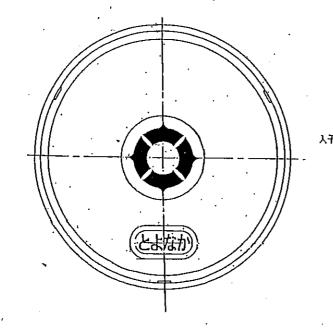
表 4

蓋の種類	適用ます径	適用	
		大型車両が通行しない箇所で、集	
標準型 T14	内径 200 mm及び	合住宅の駐車場の出入口等、頻繁	
(防護蓋・内蓋あり)	内径 300 mm	に車両の通行がある個所に設置す	
		る場合。	
		大型車両が通行しない箇所で、お	
標準型 T8	内径 200 mm及び	もに戸建のガレージ等に設置する	
(防護蓋・内蓋あり)	内径 300 mm	場合。	
鋳鉄製ワンタッチ	内径 200 mm及び	宅地内で車両の通行がない箇所に	
完全密封式 T2	内径 300 mm	設置する場合。(メーカー規格品)	

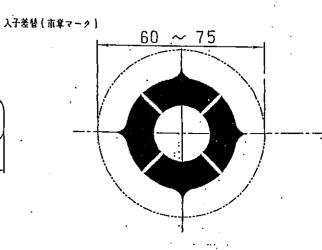
※1号組立マンホール蓋についてはT14で全てに適用する。 ※大型車両の通行がある場合は別途協議とする。

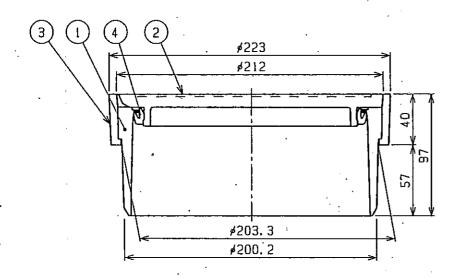
(※本文で使用した敷地とは、建築基準法施行令第一条第一号に定める用語の 定義による。)

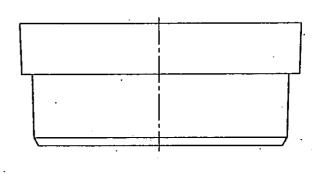






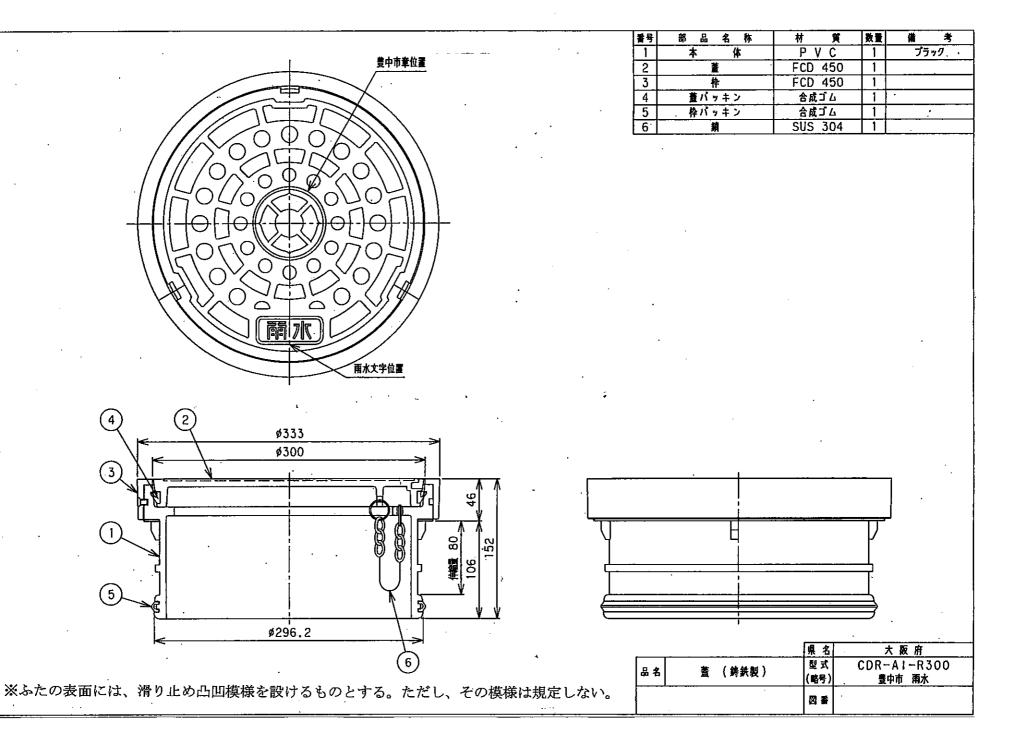






※ふたの表面には、滑り止め凸凹模様を設けるものとする。ただし、その模様は規定しない。

品名		ä		型 式 (略号)		
	j ·		•	2 3	,	



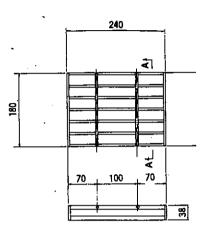
■豊中市型雨水桝

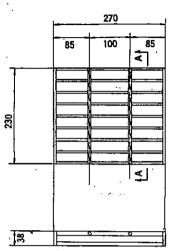


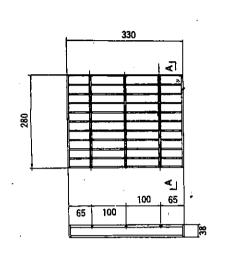
蓋A型

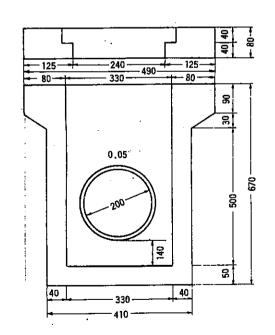
蓋B型

蓋C型

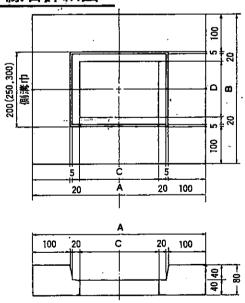






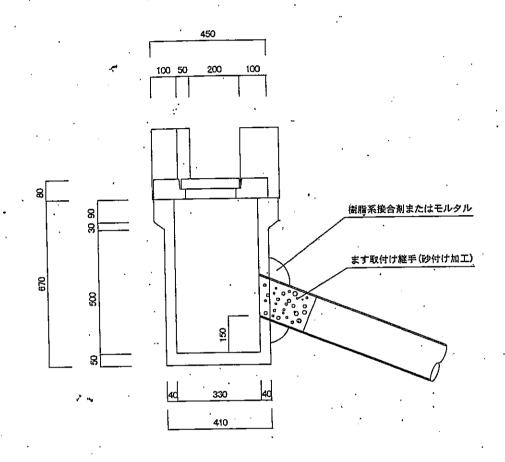


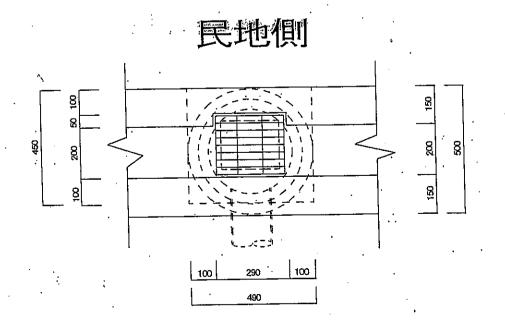
緣石詳細図



		側 溝 巾	A	В	C.	D
Α	型	. 200	4 6 0	4 0 0	2 0	150
В	#	250	4 9 0	4 5 0	2 4 0	200
C	"	3 0 0	5 5 0	500	300	2 5 0

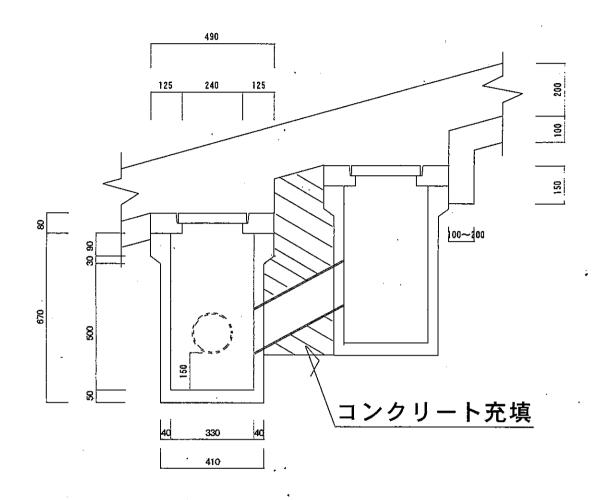
雨水桝設置標準構造図 S=1/15



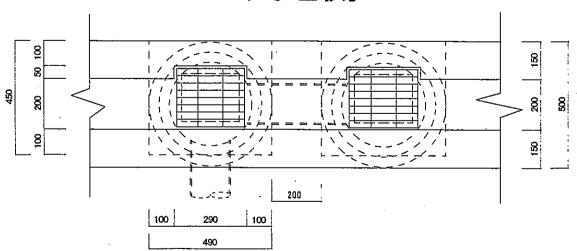


道路側

2 連雨水桝設置標準構造図 S=1/15



民地側



道路側